

令和2年度

第4回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月30日（水）午後1時25分～午後2時57分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤秀徳	出	8	相澤和幸	出
2	山崎仁志	出	9	門茂子	出
3	河崎正己	出	10	山田雅江	出
4	根本篤和	出	11	加島富浩	出
5	松崎文一	出	12	熊野信夫	出
6	川口亜矢子	出	13	村上浩保	出
7	泉信之	出	14	井下睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）
議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第6号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
5. 臨席者
6. 事務局 神義宏事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席5番 松崎文一 議席6番 川口亜矢子

局 長	<p>皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻より少し早いですが皆さんお揃いですので、只今から第4回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶趣旨)</p>
井下会長	<p>委員の皆さんには、何かとお忙しいなか、本日の総会にご出席を頂きまして大変ありがとうございます。本日の総会からご存知のように会場が変わり、この場所で総会を行うこととなりましたのでよろしくお願いたします。</p> <p>9月に入り、天候がぐずつき晴天が続かず、西風も吹かないことから、収穫作業等にはご苦労されていることと思います。また、ここにきて、畑作農家は小麦の播種作業等々ご苦労されていることと思います。コントラ関係についてはデントコーンは今日明日ぐらいに目途がつくのかなと思っております。如何せん天候が続かないで、豆の作業も進まずご苦労されていることと思います。本日の総会終了後に二三協議事項等がございます。</p> <p>早速ですけれども、お手元にごございます総会資料に基づいて総会を始めさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願したいと思っております。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号 5番、松崎文一委員、6番 川口 亜矢子委員にお願いしたいと思致します。</p> <p>それでは、経過報告等を事務局からお願い致します。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今の経過報告等について、何かご質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、早速議事に入らせていただきます。</p> <p>議案書1ページになります。議案第1号「土地の現況証明願について」を議題とします。事務局「番号1番」の説明をお願いします。</p>

<p>係 長</p>	<p>はい。議案第 1 号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは「番号 1 番」です。土地については安骨 番地 ほか 2 筆、地目は公簿畑で、現況は農地・採草放牧地以外、面積は m²、調査地目は原野です。土地所有者及び申請者は で申請目的は地目変更登記のためとなっております。申請位置図は 2 ページに添付していますので確認をお願いします。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては 9 月 15 日に現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。12 番です、こちらは、道路が無く長年放置された土地で、面積も少なく、畑に戻すのは難しいかなと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして議案書 3 ページになります。議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>議案第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものでございます。</p> <p>なお、番号 1 番から 10 番まで、すべて引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>それでは番号 1 番こちらは農地法による賃借権の設定がされていた案件です。設定を受けていた方は二宮 番地 さん、設定をしていた方は二宮 番地 さんで、土地については記載のとおりです。賃借人の さんが後継者に経営移譲を行うため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 2 年 9 月 4 日です。</p> <p>続いて番号 2 番から番号 10 番はすべて基盤強化法による賃借権の設定がされていた案件となります。</p>

	<p>番号 2 番及び 3 番の設定を受けていた方は二宮 番地、番号 2 番の設定をしていた方は被相続人 さん、相続人は帯広市西条南 丁目 番 さんほか 2 名です。番号 3 番の設定をしていた方は茂岩 番地 さんで、土地につきましてはそれぞれ記載のとおりとなっています。いずれも賃借人の さんが後継者に経営移譲を行うため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 2 年 9 月 4 日です。</p> <p>続いて番号 4 番から番号 10 番の設定を受けていた方は礼文内 番地 さん、番号 4 番の設定をしていた方は礼文内 番地 さん、番号 5 番の設定をしていた方は浦幌町字住吉町 番地 さん、番号 6 番の設定をしていた方は礼文内 番地 さん、番号 7 番の設定をしていた方は同住所 さん、番号 8 番の設定をしていた方は同住所 さん、番号 9 番の設定をしていた方は礼文内 番地 さん、番号 10 番の設定をしていた方は礼文内 番地 さんで、土地につきましては、それぞれ記載のとおりとなっています。すべて賃借人の さんが後継者に経営移譲を行うため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 2 年 9 月 4 日となっています。</p> <p>以上で番号 1 番から 10 番の説明を終わります。</p> <p>議 長 はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p> <p>委 員 ありません。</p> <p>議 長 はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 6 ページになります。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p> <p>係 長 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、番号 1 番、番号 2 番いずれも親子間における経営移譲によるものであり、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは番号 1 番です。譲渡人は二宮 番地 さん、譲受人は茂岩栄町 番地 さんで、土地につきましては二宮 番地 ほか 18 筆で、公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²です。経営内容以降に</p>
--	---

	<p>についてはここに記載のとおりとなっています。なお、9 ページから 12 ページに位置図を添付してございます。こちら、いずれも斜線で表示している部分が対象地となります。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、9 月 15 日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>4 番です。内容につきましては、事務局から説明されたとおりでして、経営移譲のための契約ですので問題ありませんので、よろしく審議の程お願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 2 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号 2 番についてご説明いたします。譲渡人は礼文内 番地 さん、譲受人は礼文内 番地 さんで、土地については、礼文内 番地 の内ほか 42 筆で、公簿は山林、原野、畑、宅地及び牧場、現況は畑で、面積は合計 m²です。経営内容以降についてはここに記載のとおりとなっています。なお、位置図を 13 ページ、19 ページ、24 ページ、26 ページに添付してございます。こちら、いずれも斜線で表示した部分が今回の対象地です。また、求積図を 15 ページから 18 ページ及び 20 ページから 23 ページに添付してございますので、こちらでご確認ください。</p> <p>以上で番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても 9 月 15 日に現地調査を実施しております。地元委員であります山崎委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>2 番です。この件も さんから息子さんの さんへの経営移譲ということで地域にあっても何ら問題がないということですので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい。只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれ</p>

	ば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 27 ページになります。議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明願います。
係長	はい。議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。こちらにつきましては、農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。 本案件は権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。 それでは番号 1 番についてご説明いたします。譲渡人は二宮 番地 保科さん、譲受人は茂岩栄町 番地 さんで、土地については二宮 番地 ほか 3 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² です。 さんの経営内容についてはこちらに記載のとおりとなっています。 設定の理由については、議案第 2 号で合意解約した農地を さんが借り受け農業経営の安定を図るものです。賃料は年額 円、10 a 当たり 円となっています。 なお、申請位置図を 28 ページに、求積図を 29 ページに添付してございますのでご確認ください。 以上で番号 1 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、9 月 15 日に現地調査を実施しております。地元委員であります 根本委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委員	はい。4 番です。内容につきましては、いま事務局から説明があった通りで、さんが今まで借りていた土地を合意解約し、息子さんである さんが借りることになりまして、価格やそのほかのことは、以前と同じでありますので問題もないと思いますので、よろしく、ご審議の程お願いいたします。
議長	はい。只今、根本委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。

議 長	<p>はい、無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 30 ページとなります。議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局関連がございますので、「番号 1 番・番号 2 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請があった、下記の件について、農地法第 4 条第 3 項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは番号 1 番、番号 2 番は、豊頃町簡易堆肥盤事業に伴う転用申請です。いずれも、転用区分は永久転用で、転用理由は家畜排せつ物を有効活用し、農業生産性の向上を図るため簡易堆肥盤の造成敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>番号 1 番、申請人は牛首別 番地 6 さんで、土地は牛首別 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²です。</p> <p>審査内容については、33 ページをご覧ください。1 番、2 番で共通しますので、こちらで説明いたしますが、立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で補助金は 千円、残り 千円は自己資金です。番号 2 番も同額となっています。続いて権利を有する者の同意ですが、土地所有者である さんから同意書が添付されています。工期は許可の日から令和 2 年 11 月 30 日まで、土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われます。申請位置図は 34 ページ、求積図は 35 ページに添付しています。</p> <p>続いて番号 2 番の説明をします。申請人は牛首別 番地 さんで、土地は牛首別 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²です。</p> <p>審査内容は 36 ページに、申請位置図は 37 ページ、求積図は 38 ページに添付しています。</p> <p>以上で番号 1 番、番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい、只今、事務局から説明がございましたけれども、この件につきましても、9 月 15 日に現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。12 番です。只今事務局から説明があった通りです。簡易堆肥盤の申請ということで、特に問題無いと思いますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、この様に決定をさせていただきます。暫時休憩したいと思います。
議長	はい。再開したいと思います。 続きまして議案書 31 ページです。事務局「番号 3 番」の説明をお願いします。
係長	番号 3 番です、申請人は礼作別 番地 さんで、土地は礼作別 番 の中で、地目は公簿、現況共に畑です。面積は m ² 、転用区分は永久転用 です。転用の理由は格納庫を建設するための敷地に利用するものです。 転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区 分変更による農業用施設用地となっています。 続いて審査内容ですが 39 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内 の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で全額資金 借入となっています。権利を有する者の同意は、抵当権設定者の から同意書が添付されております。工期は許可の日から令和 2 年 12 月 31 日 まで、申請面積の内 m ² が建築・構築物敷地、 m ² が作業通路等敷地と なっています。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題 無いと思われます。40 ページから 43 ページに位置図、求積図、立面図、を添 付していますので、ご確認ください。 以上で番号 3 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、9 月 15 日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員の方から ご説明をお願いしたいと思います。
委員	はい。7 番です。只今、事務局から詳細な説明があった通りでございまして、 新しく格納庫を建設するという、一部については新設、一部については、 廃材として譲り受けた物を使用するという、図面等も添付されておしま すけれども、全く支障もなく経営に役立つと思いますので。よろしくご審議の 程お願いします。
議長	はい。只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば 受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。

<p>係 長</p>	<p>続きまして、事務局関連がありますので、「番号4番・番号5番」の二件をご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>はい。議案書31ページをご覧ください。番号4番5番及び後ご審議いただく6番7番すべて豊頃町簡易堆肥盤整備事業に伴う転用申請であり、はじめに全案件共通する事項から説明します。まず転用区分は永久転用で、転用の理由は家畜排せつ物を有効活用し、農業生産性の向上を図るため簡易堆肥盤の造成敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地となっています。</p> <p>次に審査内容ですが、44ページをご覧ください。全案件共通しますのでこのページでご説明します。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で、補助金は 千円、残り 千円は自己資金です。次に権利を有する者の同意ですが、土地所有者が異なる場合には同意書が添付されています。工期は許可の日から令和2年11月30日まで、土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われま</p> <p>す。</p> <p>それでは31ページに戻っていただきまして、番号4番。申請人は統内番地 さんで、土地は統内 番地の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²です。審査内容は44ページ、位置図は45ページ、求積図は46ページに添付してございます。</p> <p>続いて番号5番です。申請人は牛首別 番地 さんで、土地は統内 番地の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²です。</p> <p>審査内容は47ページに、位置図は48ページ、求積図は49ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号4番、5番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、9月15日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員の方から、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。番号7番です。どちらも事務局から説明があった通り町の堆肥盤整備事業をつかつての堆肥盤でございます。全く隣近所には迷惑かからないと思われま</p> <p>すので、よろしくご審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p>

<p>係 長</p>	<p>続きまして、事務局「番号6番」の説明をお願いします。</p> <p>議案書31ページをご覧ください。番号6番、申請人は牛首別 番地 さんで、土地は幌岡 番地の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は ㎡です。</p> <p>審査内容は50ページに、位置図は51ページ、求積図は52ページに添付し てございます。</p> <p>以上で番号6番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、9 月15日に現地調査を実施しております。地元委員であります相澤委員の方か ら、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。番号8番です。この件も簡易堆肥盤ということで、事務局の説明通り なんら問題無いと思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、相澤委員から説明がございましたけれども、この件について何かあれ ば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、事務局「番号7番」の説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>番号7番です。議案書32ページをご覧ください。申請人は北栄 番地 さんで、土地は北栄 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑、 面積は ㎡です。</p> <p>審査内容は53ページに、位置図は54ページ、求積図は55ページに添付し てございます。</p> <p>以上で番号7番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、9 月15日に現地調査を実施しております。地元委員であります村上委員の方か ら、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。番号13番です。この件に関しましても、簡易堆肥盤ということで、 場所についても、堤防付きの奥まった場所で、周りにも迷惑はかからないと 思いますので、よろしくご審議お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれ</p>

委員	<p>ば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p> <p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 56 ページになります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題とします。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
係長	<p>議案第 6 号 農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは、番号 1 番の設定を受ける方は二宮 番地 さん、利用権の設定をする方は二宮 番地 さんです。土地については、二宮 番地ほか 12 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 2 年 10 月 2 日公告の日から終期は令和 12 年 11 月 30 日までとなっています。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図は 60 ページに添付してございますので、こちらで確認下さい。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても 9 月 15 日に現地調査及び調整会議を取り行っております。調整委員長には山崎委員がなっておりますので、山崎委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>はい。2 番です。内容は事務局の説明のとおりです。この案件は、さんが体調を崩され営農を縮小したことにより、地域で話合われた土地の一部でございます。調整済みであって、地域でも問題無いということで、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。只今、山崎委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩したいと思います。
議長	はい。再開したいと思います。 それでは、関連がありますので事務局「番号 2 番から番号 8 番」の説明を一括してお願いします。
係長	<p>はい。番号 2 番から番号 8 番の利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さんです。</p> <p>すべて利用権設定等の種類は賃借権設定で利用権の設定期間は 10 年間、始期は令和 2 年 10 月 2 日公告の日から終期は令和 12 年 11 月 30 日までとなっております。</p> <p>それでは番号 2 番の説明をさせていただきます。こちら利用権の設定をする方は礼文内 番地 さん、土地については礼文内 番地ほか 4 筆、地目は公簿 畑、山林及び雑種地、現況は畑で、面積は合計 3 m²。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 13 ページに添付してございます、こちら水玉模様で表示した部分が本件の申請地です。また、求積図を 14 ページに添付していますので、こちらでご確認下さい。</p> <p>次に、番号 3 番です。利用権の設定をする方は 浦幌町字住吉町 番地 さん、土地につきましては礼文内 番地ほか 8 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 24 ページに添付してございます、こちら細めの斜線で表示した部分が本案件の申請地です。また、求積図を 25 ページに添付していますので、ご確認下さい。</p> <p>続いて番号 4 番です。利用権の設定をする方は礼文内 番地 さんです。土地については礼文内 番地 の内ほか 2 筆、地目は公簿畑、原野及び山林、現況畑で、面積は m²。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図は 61 ページをご覧ください、こちら水玉模様で表示した部分が本件の申請地です。また、求積図を 62 ページ、63 ページに添付していますので、ご確認願います</p> <p>続いて、68 ページに戻って頂いて番号 5 番の説明をさせていただきます。利用権の設定をする方は礼文内 番地 さんです。土地については礼文内 番地、地目は公簿山林、現況畑で、面積は m²。借賃は年額</p>

	<p>円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。61 ページに位置図を添付してございます。波線で表示した部分が今回の申請地です。</p> <p>続きまして、番号 6 番です。こちら利用権の設定をする方は礼文内 番地 さんです。土地については礼文内 番地ほか 3 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。61 ページに位置図を添付してございます。太めの斜線で表示した部分が本案件の申請地です。また、62 ページ、64 ページに求積図を添付していますので、確認願います。</p> <p>58 ページにもどって頂いて番号 7 番です。利用権の設定をする方は礼文内 6 番地 さんです。土地については礼文内 番地の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。61 ページに位置図を添付してございます。こちら細めの斜線で表示した部分が本案件の申請地です。また、求積図を 65 ページに添付していますので、ご確認願います。</p> <p>次に、59 ページに戻って頂いて番号 8 番です。利用権の設定をする方は、礼文内 番地 さんです。土地については十弗 番地ほか 7 筆、地目は公簿畑及び田、現況は畑で、面積は合計 m²。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。24 ページ、26 ページに位置図を添付してございます。こちら波線で表示した部分が本案件の申請地となります。</p> <p>以上で番号 2 番から番号 8 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、9 月 15 日に現地調査及び調整会議を取り行っております。調整委員長には根本委員がなっておりますので、根本委員の方からご説明お願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。4 番です。2 番から 8 番まで全て、内容につきましては事務局から説明あったとおりでして、 さんが さんに経営移譲するという事で、まず合意解約をいたしまして、新たに さんが賃貸を行うということで、条件につきましては今までと同じ条件での賃貸です。地元としても問題無いと言う事ですので、よろしくご審議の程お願いします。</p>
議 長	<p>はい。只今、根本委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>

議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、議案書 66 ページになります。議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。関連がございますので「番号 1 番、番号 2 番」を事務局説明願います。</p>
係 長	<p>はい。議案第 7 号農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えますので、その点をご留意頂き、ご審議願いたいと思います。</p> <p>それでは、番号 1 番、番号 2 番の利用権の設定を受ける方は、茂岩栄町番地 さん、番号 番の設定を行う方は被相続人 さん、相続人は帯広市西 条南 丁目 番地 18 さんほか 2 名です。土地については二宮 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 2 年 10 月 2 日公告の日から終期は令和 12 年 11 月 30 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。10 ページに位置図を添付してございます。こちら波線で表示した部分が本案件の申請地となります。</p> <p>続いて、番号 2 番の設定を行う方は茂岩 番地 さんです。土地については二宮 番地 ほか 1 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 2 年 10 月 2 日公告の日から終期は令和 12 年 11 月 30 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。10 ページに位置図を添付してございます。水玉模様で表示した部分が本案件の申請地となります。</p> <p>以上で番号 1 番、番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても 9 月 15 日に現地調査を行い、調整会議を行っております。調整委員長には山崎委員がなっております。山崎委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。2 番です。内容は事務局の説明の通りでございます。 さんから息子さんの さんへの経営移譲と言う事で、新規の案件になります。金額につきましても前の契約と同じとなります。地域にあっても問題無いということですので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議 長	はい。只今、山崎委員から説明がありましたけれども、この件に何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号3番」の説明をお願いします
係 長	番号3番ですが、利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地 、設定を行う方は札幌市中央区北 条西 丁目 番地 公益財団 法人北海道農業公社です。土地につきましては礼作別 番地 ほかに1筆、地 目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m ² です。利用権設定等の種類は 賃借権設定で、期間は5年間、始期は令和2年10月2日公告の日から終期は 令和7年8月3日です。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払 方法は記載のとおりとなっています。68 ページに位置図を添付してございま すので、ご確認下さい。 以上で番号3番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件については6月16日に現地調査及び調整会議を行っております。調整委員長には熊野委員がなっております。以前にも説明をいただいておりますが、確認のために説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。12番です。只今事務局より詳細に説明があった通りで、農用地支援事業ということで、5年間の賃貸の後に、5年後に に売買の予定となっておりますので、よろしくご審議をお願い致します。
議 長	只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですのでございますので、このように決定をさせていただきます。 議案の審議は以上ですが、協議事項等々がございますので局長の方から説明をお願いしたいと思います。
局 長	(要旨) はい。まず初めに協議事項についてですが、3枚綴りのペーパーをご覧ください、内容について寺本係長から説明いたします。

<p>係 長</p>	<p>はい。それでは局長から話がありましたけれど、お手元に配布の協議事項1「豊頃町簡易堆肥盤整備事業に伴う転用申請に係る現地調査について」の資料をご覧ください。現在現地調査の取扱いにつきましては、7月開催の第一回総会にお配りさせていただきました。協議資料中 別記3 現地調査及び調整会議実施一覧に記載されているとおり、資料3枚目になりますが、こちらの方をご覧ください。こちらの資料に記載されておりますとおり殆どの案件を当日案件のある全委員で現地調査を行っております。</p> <p>例外としては7番の農用地利用集積計画賃貸借の更新案件の内、前計画内容から「関係する当事者、対象地、面積、価格」に変更が無い場合と14番「生芝採取意見書」のみとなっています。しかし、当日案件のある全委員で現地調査を行っている場合、農業委員の皆さんにとって大変大きな負担となっているかと思えます。そのことから、条件を探りまして該当する一部案件については、事務局と地区委員による現地調査で対応してよろしいか、今回ご協議を頂くものです。</p> <p>それでは、資料の方先のページに戻って頂きまして、読み上げて確認させていただきます。</p> <p>協議事項1 「豊頃町簡易堆肥盤整備事業に伴う転用申請に係る現地調査について」</p> <p>農地法第4条・第5条の転用許可申請については、令和2年7月開催の第1回総会時資料に記載のとおり、当該月に案件のある該当委員全員で現地調査を行っています。豊頃町で実施している簡易堆肥盤整備事業についても、転用許可が必要であるが、これに関する現地調査については、下記の理由により地区担当委員と事務局で実施することも可能とする。</p> <p>1 理由 転用の目的が簡易堆肥盤であることから、造成規模や形状がほぼ画一的であること。また、町から補助金を交付するうえで、施工にあたって明渠排水への汚水流入防止を条件としていることから、地区担当委員による現地調査で審査可能と考える。</p> <p>続きまして、協議事項2 「経営移譲に伴う農地法第3条及び農用地利用集積計画の賃貸借案件の現地調査について」</p> <p>現在、農地法第3条及び農用地利用集積計画の賃貸借案件について、開催する当事者が変更となる場合は新規案件となることから令和2年7月開催の第1回総会時協議資料に記載のとおり、当該月に案件の該当委員全員で現地調査を行っている。ただし、次の理由により経営移譲の場合に限り、総会前の現地調査を行わないことも可能とする。</p> <p>1 理由 経営移譲後も同一の経営体で農地を管理するものであり、地区委員が管理状況を把握していることから現地調査を省略しても問題ないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営移譲後、新たに賃貸する案件・対象農地が変更となる場合（筆数、面積） ・賃貸料が変更となる場合・その他委員が必要と判断した場合 以上です。
------------	--

議 長	はい。只今事務局の方から、現地調査の件について説明をいたしました。こちらから、こういうご提案をさせて頂こうと思うんですけれども。委員の皆さんは、いかがなものでしょうか。
委 員	5番です。これ、堆肥盤の案件と後継者の経営移譲の2点ということですね。堆肥盤については個人的には、当然自分の使用地でもあるし、尚且つ地域にお伺いすることは、何なのかなとは思ってはいるんですが。ただ、現地は確認しないと行かない。今の説明どおりで、できればその様にできればなど、協力はできるかなと思います。また、経営移譲した時に関しては、「次の場合は例外とする。」という文言の中で、これは当然修正ある場合は正規に行わないと行かないと思います。できれば案件の多い時、特に話を聞きますと経営移譲の場合は筆数が多すぎて、委員さんも限られた時間の中で町内を一円として回る、大変ご苦労しているという話も聞いておりますので、特別何か無い限りは事務局の提案でよろしいと思います。
会 長	はい。若干補足なんですけれども、農業者年金を受給する関係で、きちんと農地を管理し使用されているかどうかは、経営移譲の時に確認が必要なんです。ただ、内容等まったく変わらないで、親から息子への名義変更であれば、例年どおり同条件での更新の時には現地調査も、農地パトロールの時に現地を確認し、調整会議も行っていないのが現状です。今回も案件があつて調整会議を行ったんですが、本人が来られないで親御さんが息子から委任状をもらって来て、相手側も全部地区委員に委任だとか、借受人に委任というかたちでの調整だったんです。ですから、本人が来て新しく経営者が変わりましたと顔を合わせるのなら、調整会議も必要なのかなと思うんですけれども。現状としては、内容も変わらない、こんな状況の調整会議もあるんです。調整会議も経営移譲にあたって、内容が変わらない場合は省略しようかなと思っているところです。これから、経営移譲も増えてきて、なかなか委員さんの負担にもなるので、簡素化してもかまわないかなと思ひまして、今回提案させて頂きました。
委 員	11番です。経営移譲のときの現地調査は、大変いいと思うんですけれども、例えば当事者の時は、他の人に見てもらわなければならないと思うので、例えば農地パトロールの班でやるのか、どういうふうにするのか考えがあつたら、お聞かせ頂きたいと思います。
議 長	現農業委員さんが、経営移譲して案件として出てきた場合は、農地パトロールの時に現地確認を行うか、地区内の別の農業委員さんをお願いするなど、適正に対応したいと思います。
委 員	5番です。当地区の対応についての話しについて、十勝管内では、どうい

	<p>ような対応をされているのかお聞かせいただければと思います。</p>
局長	<p>はい。管内の状況については調べておりません。</p>
議長	<p>制度上、問題なければ、豊頃町農業委員会はこのような方法で進めてよいかと思います。</p>
委員	<p>5番です。書類は今まで同じ様にしっかりとされますね。</p>
議長	<p>はい。総会に提案して、しっかり審議して頂きます。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
議長	<p>先程話したように、単価や面積が変わったようなときは、調整会議等を行います。</p> <p>この2件について、この様なかたちで進めてもかまわないでしょうか。</p>
委員	<p>はい。いいです。</p>
議長	<p>次回からは、このようなかたちで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>続きまして、連絡事項等について局長お願いします。</p>
局長	<p>はい、皆さんのお手元に、2枚つづりの農地利用状況調査のペーパーと、農地パトロール（農地利用状況調査）という資料をお配りしました。まず、厚手の農地パトロールの資料になります。初めてパトロールに参加される方もおりますので、3ページをめくって頂いて、農地パトロールの目的、位置づけ等が載っております。農地パトロールは、利用促進につなげるための情報収集を目的に、次の3点を重点として実施します。一つ目が地域の農地利用の確認、二つ目が遊休農地の実態把握、三つ目が違反転用の発生防止と早期発見となっております。農地法における位置づけは、農地法第30条第1項に基づく「利用状況調査」（農業委員会の必須業務）になっております。基本的に年1回実施することになっております。以降については、時間のある時に一読願います。</p> <p>続きまして、2枚つづりの方は、表に実施予定について日程等を割振りさせていただいて記載しております。票の中で調査員の農業委員欄に委員1名の記載がありませんが、こちら例年調査に農政部会の委員さんにも参加して頂いております。1枚めくって頂くと農業委員会の部会構成がのっております。</p> <p>農政部会の方に今年も参加頂けるということであれば、日程について後ほど、都合により割振りしたいと思います。</p>

次になります。2枚つづりで、令和2年7月豪雨災害義援金の募集についてつづりになります。

全国農業会議所から農業委員会組織として被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するために、義援金の募集活動を実施するという事で依頼が来ております。過去においても同様の取組みを行っており、今回も1口 円ということですので、前例にならない、農業委員会互助会から支出することによってよろしいかとお諮りします。

次が、共同募金運動への協力の依頼というペーパーをご覧ください。

本年も、豊頃町共同募金委員会から、昨年同様募金運動への協力依頼（別紙）が来ておまして、例年一人 円（大口）の募金をいただいておりますが、同額でよろしければ、10月の報酬から天引きさせて頂きたいと考えておりますので、よろしくお祈りします。

次になります、委員互助会の忘年会についてで、ございます。

本年についても、例年どおり忘年会を実施することとしてよろしいか、また、実施することとして、日程について、12月18日（金）午後に総会を実施し、終了後忘年会を予定することと考えてよろしいか、お諮りします。

もう2件ございます。

まず、クールビズ終了についてになります。今年も、6月から実施してまいりましたが、9月末日（本日）をもってクールビズについて終了となりますので、次回10月の総会等から、ネクタイの着用をお願いいたします。

次になります、本日お昼頃、池田町農業委員会 佐藤局長から連絡がありまして、池田町に北海道農業会議の佐藤部長が来られて講演があつて、その折に、今年中止になっている新人研修の様なことをできないか話をしたところ、2時間程度くらいでできます。とのことで、今回、10月14日水曜日、10時から、池田町利別西部コミュニティセンターで新任委員研修を行いますので、希望があれば豊頃町の新任委員さんにも参加して頂きたい旨案内がありましたので、河崎委員、山崎委員、相澤委員、山田委員、川口委員 都合がよければ出欠について報告を頂きまして、速やかに池田町に連絡したいと思っておりますので、よろしくお祈りします。 以上でございます。

議 長

はい。只今、事務局から説明がございましたが、まず、1つ目の農用地利用状況調査なんですけれども、今年も例年どおり農政部会の方々にも、ご参加頂くということで、よろしいですか。

委 員

はい。よろしいです。

議 長	総会終了後となっておりますが、日程調整についてこの場で決めたいと思います。
局 長	19 日月曜日から、23 日金曜日までです。
議 長	多分、松崎委員は 2 回出てくれると思います。
委 員	9 番です。23 日をお願いします。 10 番です。20 日をお願いします。6 番です。21 日をお願いします。
局 長	19 日と 22 日ですが、松崎委員よろしいですか。
委 員	5 番です。はい。よろしいです。
局 長	よろしくをお願いします。ありがとうございます。
議 長	当日は、9 時役場前出発ですので、よろしくお願ひしたいと思います。次に令和 2 年 7 月豪雨災害義援金については、前例にならない、農業委員会互助会から支出することによろしいですか。
委 員	はい。よろしいです。
議 長	共同募金運動についても 円、来月の報酬から、天引きするという ことによろしいですね。
委 員	はい。よろしいです。
議 長	続きまして、 委員互助会の忘年会についてなんですけれど、コロナの影響でどの様にしようか、皆さんにご協議頂きたいと思います。例年ですと帯広市で、一泊で実施しているんですが、今年は何の様にしたらよろしいですか。実施の方法を含めて何か意見ございませんか。
委 員	5 番です。12 月 18 日（金）に実施する方向ですか。
議 長	農協の理事会が 25 日にありますので、被らないように前週の 18 日（金）で設定を考えております。
委 員	5 番です。今年の場合は帯広市でというのは、どうかと思います。場所を変えて、何か考えておりませんか。
議 長	新年会は例年どおり町内で考えております。忘年会は十勝川温泉に宿泊して

	<p>ということも考えられます。何らかの方法で実施するという事で、よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。よろしいです。</p>
議長	<p>互助会と協議して、来月の総会には内容と場所等報告したいと思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>協議事項等以上ですが、全体を通して、皆さんから、何かご質問等ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
局長	<p>はい。それでは、以上をもちまして本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>みなさんのご協力を頂きまして、本日の総会も予定しておりました、議案書、協議事項等々、終了することができました。ありがとうございました。今週末、若干雨の予報が出ておりますが、好天が続いて頂いて収穫作業等順調に進む事を希望しております。日暮れも早くなり、農作業事故等気を付けながら収穫作業等に取り組んで頂きたいと思います。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>